

令和8年度山形県地域公共交通利便性向上等支援事業費補助金
(ユニバーサルデザインタクシー導入事業) 交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、地域公共交通の維持・改善を図るため、タクシー事業者（以下「事業者」という。）が、利用者の減少や燃料費の高騰等により厳しい経営状況に置かれている中において、利用者の利便性向上に資するユニバーサルデザインタクシーを導入する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号。以下「認定要領」という。）に基づき認定を受けたユニバーサルデザインタクシーをいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 道路運送法第4条第1項の許可を受けて、一般乗用旅客自動車運送事業を行い、山形県内に本社又は営業所がある事業者
- (2) 県や市町村、交通事業者等で構成されている山形県地域公共交通活性化協議会に対するアンケートの回答及び政府報告資料の提供並びにそれらのオープンデータ利活用のためのデータの公表等の協力に応じる事業者
- (3) 次のいずれにも該当しない事業者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ロ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
 - ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して

いるもの

- へ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- ト その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象車両)

第4条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすユニバーサルデザインタクシーとし、1事業者につき5台を限度とする。

- (1) 県内に使用の本拠を置く車両であること。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業を行うために使用する車両であること。
- (3) 国土交通省が所轄する運輸支局又は検査登録事務所において、令和9年2月26日までに、新規登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録をいう。）された車両であること。ただし、登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付の決定を受けてから発注し、令和9年2月28日までに支払を完了した補助対象車両の車両本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象車両が認定要領の認定レベル1又はレベル2に該当するものにあつては、1台当たり600,000円、認定レベル準1に該当するものにあつては、1台当たり400,000円とする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和9年1月29日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 同意・誓約書（別記様式第2号）
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し
- (4) 導入予定車両の代金の見積書の写し（車両本体価格が明記されているもの）
- (5) 自動車販売店等から発行される標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し
- (6) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象車両の車種又は台数の変更
- (2) 補助金の額の増又は20%を超える減を伴う変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第2項の規定に基づき付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 次条に定める補助事業実績報告書の提出までに、補助対象車両1台につき、次のいずれかに該当する運転者を2人以上（個人タクシーの場合は1人）配置すること。

イ ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会（一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）が推進する「ユニバーサルドライバー研修」の修了者

ロ 「ケア輸送サービス従事者研修」又は「福祉タクシー乗務員研修」の修了者

ハ 介護福祉士、訪問介護員、サービス介助士のいずれかの資格を有している者

- (2) 「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付国土交通省自動車局旅客課長通達）に基づく実車を用いた研修を年2回以上実施すること。

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年3月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第6号）
- (2) 車両1台につき運転者2人以上（個人タクシーの場合は1人）が前条第5項第1号に定める研修の修了者又は資格を有している者であることを証するものの写し
- (3) ユニバーサルデザインタクシーに関する研修実施状況等報告書（別記様式第7号）
- (4) 自動車検査証の写し
- (5) 車両の写真（車両前方・後方、ナンバープレート、スロープ及び車両内部（車いす固定装置等））

- (6) 車両代金の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するものの写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第11条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(決定の取消)

第12条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、補助事業により取得した車両とする。

- 2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第8号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間保管しておかななければならない。

(書類の提出)

第16条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、みらい企画創造部地域交通政策課とする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。